

第14号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

芦屋市立精道こども園において病児保育事業を、芦屋市立西蔵こども園において一時預かり事業を新たに実施すること等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し教育・保育給付認定保護者若しくは扶養義務者又は地域子ども・子育て支援事業を利用する者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が負担すべき保育料，預かり保育料，<u>延長保育料及び病児保育料</u>（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病児保育料 法第59条第11号に規定する病児保育事業</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が負担すべき保育料，預かり保育料及び<u>延長保育料</u>（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>の利用に係る利用者負担額をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(病児保育料)</u></p> <p><u>第5条の2 病児保育料は、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2 市長は、病児保育事業を利用した教育・保育給付認定保護者等から前項に定める病児保育料を徴収するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の病児保育料の納期は、病児保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定保護者等が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5～10 (略)</p>

改正後			改正前				
別表第2 (第4条-第5条の2関係)			別表第2 (第4条及び第5条関係)				
1 預かり保育料			1 預かり保育料				
(1) 市立幼稚園			(1) 市立幼稚園				
(略)			(略)				
(2) 市立認定こども園			(2) 市立認定こども園				
区分		預かり保育料		区分		預かり保育料	
当該認定こども園に在籍している者	春季、夏季及び冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	日額1,300円	春季、夏季及び冬季の休業日	午前9時から午後4時30分まで	日額1,300円	
		午前9時から午後2時まで	日額800円		午前9時から午後2時まで	日額800円	
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円		午後2時から午後4時30分まで	日額500円	
	上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	日額1,000円	上記以外の日	式典終了後から午後4時30分まで	日額1,000円	
		午後2時から午後4時30分まで	日額500円		午後2時から午後4時30分まで	日額500円	
当該認定こども園に在籍していない者	利用料		日額2,000円				
	給食費		日額500円				
2 延長保育料			2 延長保育料				
(略)			(略)				
3 病児保育料			3 病児保育料				
区分		病児保育料					
利用料		日額2,000円					
給食費		日額500円					
備考			備考				

改正後	改正前
<p>1 これらの表の規定にかかわらず、<u>預かり保育、延長保育又は病児保育を利用する子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯であるときは、預かり保育料（給食費を除く。）、延長保育料及び病児保育料（給食費を除く。）</u>は零とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 これらの表の規定にかかわらず、<u>教育・保育給付認定子どもの属する世帯が生活保護世帯等又はひとり親世帯等であって市町村民税所得割非課税世帯であるときは、預かり保育料及び延長保育料</u>は零とする。</p> <p>2 （略）</p>

（芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育料等）</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は<u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料、同項第3号に規定する延長保育料又は同項第4号に規定する病児保育料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>（保育料等）</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料又は同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1備考第4項に係る改正規定は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第1備考第4項の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料、預かり保育料、延長保育料及び病児保育料（この項において「保育料等」という。）について適用し、同年8月分までの保育料等については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例及び芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立精道こども園において病児保育事業を、芦屋市立西蔵こども園において一時預かり事業を新たに実施すること等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア この条例の趣旨を定める規定を次のとおり改める。（第1条）

改正案	現 行
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し ・教育・保育給付認定保護者 ・扶養義務者 ・ <u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者</u> が負担すべき ・保育料 ・預かり保育料 ・延長保育料 ・ <u>病児保育料</u> について、必要な事項を定めるものとする。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し ・教育・保育給付認定保護者 ・扶養義務者 が負担すべき ・保育料 ・預かり保育料 ・延長保育料 について、必要な事項を定めるものとする。

イ 病児保育料の定義を、「子ども・子育て支援法第59条第11号に規定する病児保育事業の利用に係る利用者負担額」と定める。（第2条）

ウ 病児保育料の利用料等を次のとおり定めるとともに、その納期を病児保育事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。（第5条の2及び別表第2）

区 分	病児保育料
利用料	日額 2, 0 0 0 円
給食費	日額 5 0 0 円

※ 生活保護世帯等又はひとり親世帯等であつて市町村民税所得割非課税世帯であるときは、利用料は0円とする。

エ 市立認定こども園における預かり保育料の規定に、当該認定こども園に在籍していない子どもが一時的に預かり保育を利用した場合の利用料等に係る規定を追加する。(別表第2)

区 分	預かり保育料	
当該認定こども園に 在籍していない者	利用料	日額 2, 0 0 0 円
	給食費	日額 5 0 0 円

※ 生活保護世帯等又はひとり親世帯等であつて市町村民税所得割非課税世帯であるときは、利用料は0円とする。

オ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されたことにより、保育料等の算定に係る「みなし寡婦（寡夫）適用」の規定を削除する。(別表第1)

カ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正
(第2条関係)

認定こども園の保育料等に関する規定を次のとおり改める。(第5条)

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定保護者 ・<u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者</u> <p>は、認定こども園の利用に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料 ・預かり保育料 ・延長保育料 ・<u>病児保育料</u> <p>を納付しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付認定保護者 <p>は、認定こども園の利用に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料 ・預かり保育料 ・延長保育料 <p>を納付しなければならない。</p>

3 施行期日等

(1) 令和3年4月1日。ただし、2(1)オの改正規定は、令和3年9月1日

(2) 経過措置

2(1)オの改正規定は、令和3年9月以後の月分の保育料等について適用し、同年8月分までの保育料等については、なお従前の例による。

病児保育事業及び一時預かり事業について（概要）

令和3年4月より、病児保育事業を市立精道こども園、一時預かり事業を市立西蔵こども園において実施する。

1 病児保育事業

実施場所	市立精道こども園
定員	1日当たり3人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 7:30～18:00
休園日	土曜日, 日曜日, 祝日, 年末年始
対象者	次のすべてに該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内に居住し、又は市内の保育所等に在籍する生後6月から小学校6年生までの児童 ・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 ・当面症状の急変はないが、病気等の回復に至っていない児童又は回復期にある児童
費用	利用料…1人1日2,000円 給食費…500円（※アレルギー等の場合は弁当を持参）

2 一時預かり事業

実施場所	市立西蔵こども園
定員	1日当たり10人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休園日	土曜日, 日曜日, 祝日, 年末年始
対象者	次のいずれかに該当し市内に居住する児童（1歳児～就学前まで） <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労、就学等により週2～3日程度、家庭における保育が困難となる就学前の児童 ・保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護等やむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における保育が困難となる就学前の児童。ただし、利用回数は1月に12日を限度とする。
費用	利用料…1人1日2,000円 給食費…500円（※アレルギー等の場合は弁当を持参）

未婚のひとり親に対する税制措置・寡婦（寡夫）控除の見直し

✓ 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、個人住民税の所得控除について以下の改正を行う。

- ① 未婚のひとり親について「ひとり親控除」を適用する（控除額30万円）。
- ② 上記①以外の寡婦に所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。

※ ただし、事実婚の状態にある者（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者）は対象外とする。

～令和2年度課税					現行		改正後		令和3年度課税～					
本人が男性			本人が女性			本人が男性			本人が女性					
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
扶養親族なし	子以外を扶養	子あり	子あり	子あり	子あり	子あり	子以外を扶養	子あり	子あり	子あり	子あり	子以外を扶養	扶養親族なし	扶養親族なし
×	×	26万円	×	×	30万円	26万円	26万円	30万円	30万円	30万円	30万円	26万円	26万円	26万円
		寡夫控除				寡婦控除			ひとり親控除(①)			寡婦控除		
婚姻歴あり（死別・離別）			婚姻歴なし			婚姻歴あり（死別・離別）			婚姻歴なし			婚姻歴あり（死別・離別）		

↑ 所得500万円超

↓ 所得500万円以下

↑ 所得500万円超

↓ 所得500万円以下

※ 表中の金額は、個人住民税に係る所得控除の額であり、「×」は控除対象外の者を表している。